堺商人・小西家と伊勢湾 「貝屋」経営と地域間流通

荒武賢一朗

はじめに 近世都市堺の研究史整理と課題

これを近世都市・堺と関係する地域において解明を試みるのが本稿の狙いである。 地域における中核都市の役割、諸商売の成立と展開、このような論点は日本近世史研究における大きなテーマである。

はこの三浦を始めとする戦前の研究成果に依拠したものである。これらは極めて精緻なもので現在の研究水準において ら、堺の具体的な実証研究を行った。中世都市の発達、自治都市論、糸割符商人の活躍など、現在の都市・堺のイメージ も重要な位置付けがなされている。 み出した。この編纂で監修者として中心的役割を担った三浦周行は、自ら執筆を手掛けた第一巻、第二巻で得た事象か 近世における堺の研究は、『堺市史』全八巻(昭和六・一九三一年完結)の編纂を端緒として戦前から数々の成果を生

戦後の近世史研究をリードした朝尾直弘などによって手掛けられた『堺の歴史』が出版された。古代から現代に至るまで戦後の近世史研究をリードした朝尾直弘などによって手掛けられた『堺の歴史』が出版された。 主眼が置かれた叙述が行われたため、旧市街地の研究に触れられる機会が少なかった。最近、『続編』の編纂主任を務め、 た。戦後の市町村合併を経て新たに編まれた『堺市史続編』全六巻(昭和五一・一九七六年完結)では、旧農村地域に 戦後の堺研究は、商業史研究のほかに、畿内先進地帯の研究深化から堺周辺農村の分析が大きな成果として挙げられ

を占め、「近世都市堺」の動向に割かれた紙幅は限られている。 の堺の歴史をコンパクトにまとめた書籍であるが、近世の部分においては、『続編』で得られた農村地域の内容が大部分

検討を行うよりも堺が近世を通じて商業都市たらしめたことの意味を改めて問い直したい。 点であり、これらの具体的分析を行い堺の個性を解き明かすべきだと痛感している。付け加えるならば、大坂との比較 諸地域が全国市場に踏み出す窓口的存在であったり、支配機構との関連でいっても堺町奉行所および政治的諸機関の拠 吉田が批判しているように、大坂 商工業に力点を置きながら、「産業都市」、「工業都市」を提唱し、堺研究の新たな境地を開拓したといえよう。(3) 三浦の研究成果を経て、新たな近世都市堺の歴史像をより具体化したのは、吉田豊である。吉田は近世の都市製造業 本来の堺とはどのような都市なのかという疑問を解消できずにいる。むしろ、堺とは河泉丘陵をはじめとする近隣 堺の盛衰論(対抗論、例えば「大坂の繁栄と堺の衰勢」など)を意識したものも多 しかし、

れない。 構造における位置付け、 堺の流通史的研究は、考古学の成果で重要な指摘は多く見られるものの、先に挙げた研究以外に大きな進展は認めら 流通史からの視角で解明するならば、 大坂周辺地域、畿内における商業都市の特質、といった三点が挙げられよう。 堺廻りおよび周辺農村、 河泉丘陵地帯などとの諸関係な 幕藩制市場

通のあり方、そして堺 本稿の具体的課題は、 近世期を通じて糸割符・貝取引などの諸商売に携わった小西家の記録から、堺における商業・ 伊勢湾をつなぐ廻船の動向などに着目し、右に掲げた研究の進展に役立てたい。 流

小西家の沿革と特質

1 小西家の沿革

を主として利用する。 新期を迎えている。今回、 堺商人であった小西家は、近世前期に糸割符商人として商業活動を行い、その後、「貝屋」への商売替えを経て幕末維 同家についての検討は、 堺市立中央図書館に所蔵されている堺小西家文書(総点数五八点)

どが年欠だが、その内容から近世後期のものと思われる史料が多数にのぼる。 堺小西家文書は、貞享五 (一六八八)年から明治十 (一八七七)年にかけ ての史料群である。 商業取引関係はほとん

町西一丁・西二丁、 小西家の所在は、 (5) 錦西小学校付近)であったと考えられる。 (4) 堺市中の宿屋町大道(現・宿屋町東一丁・ 西一丁付近)、 および近世後期には神明町中浜(現・ 神明

史料1・小西家文書2】(5)

一札之事

東隣八角屋理右衛門、西八通筋也、

二敷致候所実正也、 右之家屋敷、此度其方御届二付町中相対之上二而北横手御幸道二在之候、其方所持之屋敷表四間半入九間之所と替屋 右之為礼物銀子九百四拾四匁四分六厘町中江慥請取申候、 此屋敷ニ付違乱申者町中ニ壱人も無之

候、為後日町中名代月行司并五人組町代判形仕候所、仍如件、

151

元禄弐年巳八月廿九日

(ほか5名(印)) 小西与三兵衛(印) 同

町代 太兵衛(印)

小西次郎兵衛殿

ど小西姓を名乗る商人たちが多数居住していたことがわかる。 という名前があるが、元禄二年の堺大絵図に依拠すれば町内には小西次郎兵衛、 六八九) 年段階では少なくとも宿屋町に拠点していたことが確認できる。また、差出人に同姓の月行司・小西与三兵衛 記した書類である。町中所有地の方が広いため、 当時、 小西次郎兵衛が所持していた宿屋町北横手の屋敷と、宿屋町中が所有していた南横手の屋敷との交換について 小西家から銀子が礼物として支払われている。 勘太郎、 清左衛門、 小西家は、元禄二(一 治右衛門、

小西家文書において、年代の判明する史料をもとに、 当主および親族と推測される人々の名前を列挙しておこう。(6)

貞享五 (一六八八) 年 勘太郎

元禄二 (一六八九) 年 次郎兵衛

宝永三 (一七〇六) 年 十兵衛

宝暦十二 (一七六二) 年 次郎右衛門

明和五 (一七六八) 年 徳次郎

天明二(一七八二)年 十次郎

寛政十 (一七九八)年、 慶応二 (一八六六) 年 明治元 (一八六八) 年 清右衛門

町に集住する「小西一族」であったことが証明できよう。 あるものの、 この一覧の 小西家の祖先であることは間違いないであろう。 勘太郎・ 次郎兵衛は、先に述べた元禄二年の堺大絵図にもその名を残しており、両者の関係は不明で そのように考えると今回取り上げる小西家の出自は宿屋

2 糸割符商人としての小西家

のなかで最初に小西家と糸割符仲間との関わりを示すのが次の史料である。 近世前期における小西家の生業は糸割符商人であったと考えられる。その具体的な実態は明らかではないが、 文書群

【史料2・小西家文書9】

覚

三拾九斤 本幹糸 小西勘太郎

又弐斤合一七五 御預ケ糸

貞享五年辰二月廿七日

糸割符年寄 (印)

先述の勘太郎が糸割符仲間の年寄から交付され た免許状であろうかと推測される。 この段階では、 勘太郎が宿屋町に

!住し、糸割符商人であったことが明らかである。

参考として次の史料を掲げておこう。

焸料3・小西家文書46】

覚

一私儀、古割符筋目二而者無御座候、養父小西十右衛門 5 質物頂戴仕候:

一宿屋町大道二表三間半・裏入弐拾壱間之家屋敷所持仕候、

154

- 祖父小西治郎兵衛 6 御当地二百 (年)程住居仕候、
- 惣年寄酢屋治兵衛者実父二而御座候、
- 商売長崎商内仕候、

夘七月

小西勘太郎 宿屋町大道

右勘太郎申上候通相違無御座候、

財預ケ銀之外二現銀

年五 寄人 組

百年ほど居住していること、 養子として加わっていること、 これは小西勘太郎が夘年(貞享四・一六八七年)七月に提出した覚書であり、 勘太郎は古割符(古くからの糸割符商人)の系譜ではなく惣年寄・酢屋治兵衛の息子で養父・小西為十郎家に 商売は長崎交易であること、 宿屋町大道に家屋敷を所持していること、 の四点が述べられている。 小西家は祖父治郎兵衛の代から宿屋町に 小西家の経緯が示されている。 内容と

規・小西次郎兵衛」、「三拾四斤、外二六斤八分御預り糸、新規・小西勘太郎」とある。 る糸割符商人の一覧が書き記されているが、 四年から五年の間に糸割符商人となったことが証明され、【史料3】で述べられたことが証明できる。 この勘太郎覚書の内容は、高石屋通喬編著『糸乱記』(巻之四)からも知ることができる。そのなかに貞享五年におけ 小西家関係を抜き書きすると、「五十七斤、 勘太郎、次郎兵衛はともに貞享 外二十一斤四分御預り糸、新 また、 勘太郎の実

規糸割符商人として取り立てられ、 糸割符商人の中心的存在であった。ちなみに次郎兵衛は「靏屋太郎左衛門聟」とある。 酢屋と同様、 父・酢屋治兵衛は堺の惣年寄であると同時に、「二百斤、外二四十斤御預り糸、新規年寄・酢屋治兵衛」とあり、 堺町人の上層クラスに位置付けられる存在であった。このような血縁関係により、勘太郎や次郎兵衛が新 小西家の主たる経営基盤は糸割符へと移行したものと思われる。 靏屋太郎左衛門も年寄であり、 堺町人、

続いての史料は、 小西十兵衛が大坂・南堀江三丁目の屋敷を落札したことを述べているものである。

【史料4 小西家文書49】

(表)

金小判三百壱両弐朱 半銀四匁三分五厘

壱丁目平野屋五兵衛包ニ而当惣会所へ可被差出候、 右者南堀江三丁目表口弐拾間・裏行四拾間小西小次郎家屋敷入札被 以上、 仰付候処、 其方落札家代金二候、 来ル廿九日今橋

宝永三丙戌年六月

南組惣会所 (印

小西十兵衛殿南堀江三丁目

表書之金子并半銀共慥請取候、 以上、

戌六月廿九日

吉文字屋三郎兵衛 (印)

155

である。 いない。 史料のみで、 うな仕事を行ってい 南堀江三丁目は商人が多数居住している町で、とくに藍玉商人が多かった土地柄である。十兵衛が大坂においてどのよ この南堀江三丁目の屋敷は、 しかし、小西家文書から判明する事実のなかで、大坂に商売上の拠点を持っていたことを確認できるのは右の 小次郎と十兵衛の関係、 十兵衛が堺から大坂へ移住したとは考えにくく、 たのかは不明だが、流通拠点に屋敷を所有していることから商業、 もと小西小次郎なる人物の所有で、それを十兵衛が入札を経て右の金額で落札したもの また十兵衛はこの落札の前に南堀江三丁目に屋敷を所有していたのかは定かではない。 南堀江三丁目の屋敷は小西家の出店であった可能性が高 流通に関わっていたことは間違

糸割符株を有していた小西家は、 天明二 (一七八二)年になり、 大きな転機を迎える。

小西家文書56

乍憚以書付御願奉申上候

名宿 跡屋 忰町 小西小十郎病死仕 十次郎

幼少二付代判

私親小十郎義、 小十郎存生中ゟ身上不如意二罷在、 糸割符株六拾七斤半頂戴仕難有仕合奉存候、 死後二至一向取続も難相成家屋敷沽却茂可仕之処御家名断絶致候段、 然ル処小十郎義、 当五月九日病死仕早速名跡相続可仕処、 一家共残念

為成下、 **筈も無御座候得共、前書奉申上候通借銀等相嵩ミ、其上私幼少二而極老之祖父相抱難渋至極罷在、漸一家共世話二而** 下候樣奉願上候仕合御座候、 乍逼塞家名程相残候仕合御座候得者、夥敷斤高頂戴仕候儀茂当時私之身分二者不相応之義御座候故、不顧恐減少被成 内二八割渡茂出来仕候御趣重畳難有奉存候、斤高之儀者別而奉蒙(御高恩候儀御座候得者、糸株減少之御願奉申上候 存漸預世話逼塞致候而名跡相続仕候、 仰付被下候ハゝ、 残ル十五斤相続被 仰上被下候樣奉願候 重畳難有可奉存候、 何卒私成人之後身上向取直し候品二も相成候ハゝ、其節従先祖被下置候通糸株斤高頂戴 仰付被下候様奉願上候、糸割符之儀も御取締被 依之以書付御願申上候、 依之奉恐入候御願御座候得共、頂戴仕来候糸割符株斤高之内五拾弐斤半減少被 右之趣御願申上度奉存候得共奉恐入候申上事御座候間、 仰出長く御苦労被為成下候而、 何卒各樣御堅慮之 近年之

天明二寅年九月

上宜敷被

西二次 和付郎 助代 印判

右十次郎御願申上候二付奥印仕候、 以上

小西作右衛門印年寄

糸割符御年寄御衆中

状況は極めて厳しかったようである。 寄中に提出した願書である。 みを相続したい旨を申し述べている。 天明二年九月、父・小十郎の病死により、 これによれば、 そこで名跡・十次郎は、 幼少の当主・十次郎が亡父の所持していた糸割符株相続に関して糸割符年 小十郎は株を六十七斤半所有していたが、 家の状況を把握したうえで、 存生中から商売は下向きで経営 六十七斤半のうち十五斤の

ろう。また、この糸割符株減少は、新たな業種への移行を示唆した可能性も否定できない。 結果、どのような裁定となったかは明らかではないが、小西家が糸割符から手を離し始めたことは疑いない事実であ

3 小西一族と薬種業

割符商いを起点とする長崎との関係に大きく依存していると思われるが、近世中期段階まで薬種屋が活況であったこと 八軒と、宝暦期まで拡大傾向にあったことが認められる。その拠点となった地域は、 を示すデータがある。これに依拠すると、堺の薬種屋は元禄八(一六九五)年に九四軒、 $^{(8)}$ 中世末期から近世前期において貿易都市として確固たる地位を築いていた堺は、薬種業も盛んであった。それには糸 そして北材木町であったことが次の史料に記されている。 小西家が居を構える宿屋町、神明 宝暦七(一七五七)年に一一

【史料6・堺市史史料百「薬種商記録」】

仰出 餝屋藤左衛門・高石屋四郎左衛門・銭屋平左衛門・阿武屋徳左衛門申出候八、 早速神明町・宿屋町・北材木町薬種屋二而僉議仕候処、 唐和薬五百種斗存候者三人在之書付持参左記、 昨日薬種屋之内二而吟味仕候様二被

薬種屋覚

宿屋町家持

小西弥左衛門

六拾歳

四代商売仕候

同 町家持

小西与三兵衛

六拾五歳

二代商売仕候

同 町家持

小西清左衛門

四拾壹歳

二代商売仕候

申候ハ少ク能毒之儀者数年手掛候故粗承リ候も御座候得共、 右三人先祖ヨリ年久敷当地ニ而薬種商売仕、 和薬凡貳百余種・唐薬凡三百余種善悪見覚罷在候、 此段八確難申上候右五百余種之内ニも遠キ薬差当り候 生木生艸ニ而見知

而者、無覚束物も可有御座候由申上候、以上、

享保六年丑二月廿日

右御書付之通承知仕候、

為其如斯御座候、

小西弥左衛門印

小西与三兵衛印

小西清左衛門印

銭屋平左衛門殿高石屋四郎左衛門殿餝屋藤左衛門殿

阿武屋德左衛門殿

右書付ヲ以テ早速申上候処、三人之薬種屋とも召連罷出候様ニ申渡候事、

160

石屋、銭屋、阿武屋)はそのなかで、宿屋町の小西弥左衛門、与三兵衛、 引役となっていくのである。 享保六 (一七二一)年当時、 堺において薬種屋で優れた「巧者」を数名差し出す旨が命じられた。惣年寄(錺屋、高 清左衛門が選ばれ、この三人が薬種仲間の牽

る。それと同時に、 二弐斤八分御預り糸、新規・小西清左衛門」 いたこと、業種としては糸割符と並び薬種に精通したことが理解できよう。 本稿で取り上げる小西家の直接的な検討ではないが、 糸割符衰退による薬種屋への業種転換も示唆される事例として注目できよう。 の名前が記されており、 小西一族が宿屋町、 糸割符と薬種の関係が密接であったことを窺わせ また、『糸乱記』(巻之四) 神明町などを本拠として商業活動を行って に「拾四斤、 外

小西家の貝取引 伊勢湾沿岸産地商人・廻船問屋との関係

や商業的諸関係を検討することにしよう。 近世後期における小西家の主たる生業は「晒貝」や「生貝」などを取り扱う「貝屋」 である。 その具体的な取引内容

下・今一色町 (現・三重県桑名市)の二ヵ所に絞られる。 小西家の主たる商品仕入先は伊勢湾沿岸の産地である尾張国愛知郡下之一色村(現・名古屋市中川区)、 伊勢国桑名城

両地とも伊勢湾における有数の貝の産地であり、 その流通拠点であった。

1 尾州・下之一色村との関係

貝屋忠治、 まず、 下之一色村商人との取引について考察すると、 綿屋市兵衛などである。これら下之一色村商人との関係を順々に紹介しよう。 小西家に貝類を供給しているのは、 同村の西川屋作次 (作治)、

【史料7 小西家文書19】

(封表)「

賃済 ・米両替飛脚・松屋吉兵衛) 桑名

(封裏)「大阪・ 商標・マル江 ・定飛脚・江戸屋平右衛門の印あり」

益御勇健被遊御座珎重御儀奉存候、 然者此度御荷物船積仕候二付御案内申上候、

淡 国州 松 船

十月廿九日

商標・ヤマ 百 俵 晒貝

〆西川屋作治殿荷物

右者尾張屋庄右衛門殿

御差図二付

運賃 百拾五匁

右之通積入申候入津之砌御引合可被下候、 以上、

十一月七日 佐々部茂左衛門(印)

小西清右衛門樣

家が仕入れる商品を船へ荷積みしたことを報告するものであるが、その積み入れに際してさまざまな人間が関わってい この文書の送付には飛脚が利用されており、廻船で堺に到着する商品とは別に陸路で届けられた。内容としては、小西 この史料は、桑名の廻船問屋・佐々部茂左衛門から小西清右衛門に宛てられた文書である。最初の封で明らかなように、(⑴)

れにかかる運賃は銀百十五匁、その運送を担っているのは淡路国・国松という船頭の廻船であった。 細は明らかではないが、他の史料に「大坂」と居所が書かれたものがあり、おそらく大坂在住の商人だと思われる。こ 差配によるものであった。 晒貝とは、下之一色村の名物である装飾品や和菓子の器などに利用する貝殻のことを指す。 以下でも触れるが、下之一色村および西川屋からの荷物のほとんどは晒貝である。尾張屋庄右衛門の差図についての詳 ここで小西家が仕入れるのは、西川屋作治からの晒貝百俵であり、この荷物については尾張屋庄右衛門という人物の

このように、尾張と堺の間で取引される晒貝は、桑名、大坂、 淡路の関係業者によって円滑に運送されていたのであ

続いての史料も西川屋の取引分についての積付案内状である。

小西家文書20】

益御勇健被遊御座候珎重御儀奉存候、 然者此度御荷物船積仕候二付、 御案内申上候、

十一月廿八日 淡路豊吉船

商標・ヤマ小 八拾俵 晒貝

運賃弐百九拾六匁

為替金六両弐分弐朱

三拾九へ

引合 五匁三分

〆西川屋作治殿分

右之通二積入申候入津之砌御引合可被下候、

寅十二月六日 佐々部茂左衛門

小西清右衛門樣

これも下之一色村・西川屋からの晒貝が小西家へ搬送されるに際して、佐々部から小西清右衛門に宛てられた文書で

ある。【史料7】と記述が異なるのは、廻船が淡路・豊吉となっており、 また、差図役の尾張屋庄右衛門の名前もない。 西川屋、 小西、 佐々部の三者による晒貝取引は、 運賃とともに為替金の勘定が付されていること

済などに融通を持たせながら、さまざまな方法で行われていたのであろう。

これまでは佐々部、 小西間のやりとりを紹介したが、 続いて西川屋、 小西間のやりとりについて検討を加えておきた

163

以手紙啓上仕候、追々暖成之砌相成候処、弥々御勇健二可被遊御座候由也奉賀上候、然者先月十五日出二而金子弐拾両 之段御免被下、 送リ被下、三月二日無事着仕慥ニ落手仕候、 則此旨左二申上候通積入申候、 右御案内奉申上候筈処積付御案内旁々可申上候様致居候内、 大二延引失礼

鴬

(中略) 〆百俵也

為替金五両也

取合也

迄如斯御座候、 二而佐々部方申聞候由、 処不渡リ之由ニ御座候間、 右之通積入申候間無事着岸之処、 早々以上、 何分此度者私方二取計可申候処、 頃日御遣候金弐十両之内ニ而源助方へ相渡可申候哉一応御調奉申上候、 改御入手之趣、尚又別紙積付之通差上申候、 其内為替相渡し候得共早速御案内可申上候、 則貝屋源助出為替金拾両付二而積入申候 乍併跡 5金子遣候様 先者積入御案内

三月廿日 西川

小西清右衛門様

屋源助に対する為替金十両が不渡りのため西川屋が落手した二十両のうちから渡したこと、 下之一色村の者で、西川屋と同業種もしくは小西家、西川屋と取引関係にある貝取引商人であったと考えられる。 による決済が行われていたことは決して珍しくはないが、 この書状の内容は、 小西家から送られた金子二十両を西川屋が無事に落手したこと、 小西家と西川屋の関係において預り金の差配などを西川屋が の三点である。 晒貝百俵の積み入れ、 貝屋源助は

担っていたことは重要な点であろう。

また、 為替金の取り扱いについて西川屋から小西家に宛てられた口上書がある。

【史料10・小西家文書29】

卫上

二啓申上候、 闁 三十弐文、 左樣二御承引可被下御願申上候、 都合七百十六文相懸リ申候、重而者宮宿小嶋権兵衛殿出ニ而御差出し被下候得者、賃銭余程あり相届キ申候(マトン 金子御出之義八桑名佐々部出二而者賃銭多分相懸リ申候、 上 右者桑名ゟ宮迄賃銭三百八十、宮ゟ持込賃三百

三月廿日

西作 (西川屋作次)

小西様

銭)を省くことができ、半額以下の賃銭で賄うことが可能になる。 者間で種々意見交換がなされていたものと考えられる。 してほしい旨を明言している。単純に計算して、「小嶋出し」であれば「佐々部出し」の銭三百八十文 (桑名・宮間の賃 上かかってしまうことを指摘している。そのうえで西川屋は「佐々部出し」ではなく、 金子御出(為替金出金)について、佐々部茂左衛門出しでは桑名、 このように金銭の関係を含め、 宮、経由で下之一色に届き、手間賃が銭七百文以 宮宿の小嶋権兵衛からの出金に 取引全般において両

続いて小西家と西川屋以外の下之一色村商人との取引の事例を挙げておこう。

【史料11・小西家文書18】

筆啓上仕候、 秋冷之砌二御座候得共、志以其御地御家内樣御揃益々御壮栄二被遊御入珎重之義二奉存候、 扨当春者御

之処ぶれい仕莚引之段御書差出、則此度別紙二入付書相認メ奉御礼入候間御入帳以上、 貝相中寄合ニて五拾俵御積入奉申上候得ハ、定而無事着仕リ置御入手被成下候与奉存候、 光来被下忝奉存候、其砌者何之風情も無之御気之毒ニ奉存候、且其砌御注文之品段々莚引ニ相成候得共、五月上旬ニ大 荷積二付御案内早速申上候筈

且御地者如何二御座候哉、当地者何二よらす諸品大高直二て困リ入申候、 上度如此二御座候、 の兎角払底ニて困リ入申候、又々御入用之品御座候得八早便ニて御注文御申越被下御頼申上候、 早々以上、 晒貝之義も直段大キく恐悦仕候得共、代呂も 先者右積付御案内迄申

八月十七日

小西利右衛門樣

覚

(中略) / 五拾俵

金弐両也 西川屋ゟ受取

金四両也をマ部ニて為替受取

御入帳以上、右之通二御座候間

寅五月十二日積

商標・マル市(尾州・下之一色・綿屋市兵衛)・市兵衛・線屋・

印

小西利右衛門樣

両は左々部(佐々部)にて為替受取、 価高騰で困っており、小西家へ売却すべき晒貝も値上がりし、商品が入手しづらいこと、 てのもので、 から要点を抜き出すと、 これは綿屋市兵衛から小西利右衛門宛に出された書状である。五月十二日に下之一色で積み入れた晒貝五十俵につい 約三ヵ月後の八月十七日に案内を出しているというのは、 注文を受けた大貝(晒貝)が遅れながらも荷積みされたこと、 残り二両は西川屋から受け取ったこと、 かなりの遅滞ぶりを表している。ここでの記述 の三点である。 当地 (下之一色) では諸物 今回の代金六両のうち、 兀

ける代金の決済については佐々部と西川屋が関与しており、とくに西川屋は小西家にとって貴重な存在であったことが 川屋からの受取に分けている。 でも五十俵で金六両は割高の部類に属する。 証明できよう。 因として挙げられる。 ۲ は関連づけられる問題であるが、下之一色において諸物価が大高値となり、晒貝の入手が困難であることが原 綿屋が代金について「直段大キく恐悦仕候」と述べているように、 なぜ、二手に分けて代金を受け取っているのか不明であるが、 については先述の為替決済に関わるが、代金を佐々部による為替と、西 これまで紹介した史料のなか 少なくとも下之一色にお

西川屋の動向については、 次の史料からも断片的ながら内容を知りうることができる。

「史料12・小西家文書28】

(封筒)「従尾州 賃済」

泉州堺明神丁浜

もつて御頼申上候処為替なし積入候様被聞申、下拙共甚迷惑仕候処、頃日佐々部方ゟ荷物如何いたし候哉と申来リ候へ 下シ奉願上候、 下拙共之荷物八為替付ニ而もしさい無御座樣被聞申候間早船江積入可申候間、此段御承知可被下候、 一筆啓上仕候、 同人西川屋江小西様行之荷物八為替なし二而八迷惑之由申上候へバ、西川屋積八此度之荷物為替なし二積入候間、 甚寒之砌御座候へとも益御家内様御建勝二被遊御座目出度御儀奉存候、然八先達而西川屋様江仕切覚ヲ 又々来春八御用多分被仰付奉願上候、 先者右申上度如斯二御座候、 早々以上、 残金之処者早速相

十二月十八日

(印・尾州・下一色・貝半) 一半兵衛

. 思屋 治(印)

小西清右衛門様

「 為替付き」で荷積みすることを主張している。それぞれの取引決済仕法が異なるのであるが、西川屋分の為替なしにつ て申し述べた用書である。 いては佐々部側が迷惑していることも同時に語っている。 この史料は【史料10】などにも関係しているものであり、「為替の有無」について貝屋忠治、半兵衛が小西家に対し 西川屋はこの段階で小西行の荷物は「為替なし」で積み入れを行うことを言明し、 貝屋は

史料だと考えられる。 この一連の史料は年号記載がないため、年代の特定が難しいが、 以上のような下之一色と小西家の取引関係からいくつかの特徴が浮かび上がった。 記載の内容などから近世後期から幕末期にかけての それを簡潔に

まとめておく。

【史料12】の貝屋忠治からの文書でも、西川屋の動向を他の商家が常に意識している面なども考慮しても、 認める下之一色村における小西家の重要な存在であったことは間違いないであろう。 の取り扱いに関する進言および実行など、さまざまな意味で小西家の晒貝取引に干渉していたと考えられる。 めて高いということである。西川屋は自らの商品出荷も当然ながら、 第一に、 小西家の晒貝の仕入れは、下之一色村との取引関係が重要であり、そのなかでも西川屋作次への依存度は極 他の産地商人への代金支払いなどの代行、 自他ともに 例えば、 為替金

は産地商人と廻船問屋の関係にありながら、代金決済の部分においてお互いの主張を押し通すべく対抗関係へ発展した のではないだろうか。 第二に、為替金の出金についての問題は、一連の文書から西川屋と佐々部との主導権争いの雰囲気が醸し出されて 小西家に対して、西川屋が宮宿の小嶋を紹介したり、 このような商品流通に関する各業者間の協力や摩擦は今後もさらに深めるべき必要があろう。 佐々部が西川屋の「為替なし」荷物に難色を示すなど、両者 ١١

4 桑名・今一色町との取引

送を担っていた廻船問屋・佐々部茂左衛門もこの今一色町に居住している。 られたといわれる。 く居住し、とくに貝を扱う業者が多かったため、同じく貝の名産地として知られた伊勢二見郷の今一色にちなんで付け 尾張・下之一色村と並び、 小西家の貝取引に欠かせない存在が桑名の今一色町商人である。 下之一色村からの商品輸 この地名の由来は、 漁業・船運関係者が多

九八(久八)という商人で、 小西家が今一色町から仕入れる貝は晒貝ではなく、 今一色町から小西家への商品を一手に引き受けていた。 生貝の類が多かったようである。 小西家と志賀屋の関係について、 その生貝を供給するのは志賀屋

【史料13・小西家文書33】

遊可被下、 候、其砌生貝注文被下私方難有仕合奉存候、 御書面被下忝拝見仕候、 尤金三両也、 為替二而積入申候左樣思召可被下候、 如仰甚寒之砌御座候所弥御安康由可被遊御自珎重御儀奉存候、先達而御出被下何分風清無御座 と無御座ゆへ延引相成候、 先者右段申上度如此御座候、 此度淡路豊吉船へ積入可申候而左樣承引被 早々已上、

覚

小貝おとし 三拾俵

| 内金三両為替 | 体百三拾俵也 | 百三格

右之通御座候、 以上、

十二月廿二日 しがや九八

小西清右衛門樣

で代金三両は「為替二而積入」となっている。 記されていないが、志賀屋から小西家へ運ぶ廻船も佐々部茂左衛門が関わっている。 淡路・豊吉の船とは、【史料8】で西川屋の晒貝が小西家へ搬送された際と同じ船(船頭)である。 商品は「 小貝おとし」と「生きし」 つまり、ここで明

佐々部茂左衛門から小西家への積付案内状にも志賀屋九八分の積荷について記載がある

【史料14・ 小西家文書26】

益々安誕奉願上候、 然者

十月十九日 秀蔵船

運賃銭六百文

右之通積入申候、

以上、

十月廿五日 佐々部茂左衛門(印・桑名・佐々部政)

小西清右衛門 (印)

貝八十俵で運賃、為替などの勘定が記されている。「まし (増し) 運賃」として銭六百文が計上されているが、 家、佐々部の三者による取引・輸送関係が構築されていたと考えられる。 いては不明である。その他の史料でも志賀屋の荷物は佐々部が介在しているケースが多いので、 廻船については秀蔵船とあるのみで、具体的にどこの廻船か不明である。このときの志賀屋九八殿分の積荷は無印生 全面的に志賀屋、 理由につ 小西

切っていることが挙げられる。 今一色町との取引関係においての特徴を若干記しておこう。まず、 前節の西川屋とは異なり、 廻船問屋佐々部との関係も拠点が同じこともあり、 小西家に対する積荷はほぼすべて志賀屋が取り仕 良好のよ

うである。また、下之一色村にも顔を出していた同じ淡路廻船が今一色町の積荷も運搬していたことが明らかとなり、 目されよう。 伊勢湾海運における淡路廻船の位置、もしくは堺を含む近世後期における紀伊半島海運のなかでの淡路廻船の動向が注

手している。 商品流通について考えると、晒貝は下之一色で、生貝は今一色で、 これらは一体、どのような形で利用されていたのであろうか。 というような区分のうえで小西家は多量の貝類を入

軒、宝暦七(一七五七)年には五軒が存在していた。この生業の具体的な内容は明らかではないが、 いほど高まっていたのではないだろうか。参考までに、堺市中には蛤具屋なる業種があり、 メージが合致する。近世後期には堺における加工業の比重が大きくなり、それぞれの技術水準が他都市と比較にならな のであることは間違いない。 挙げられよう。これを仮説として述べるならば、 ひとつ考えられるのは、晒貝の用途が装飾品などに利用される貝殻であることから、いわゆる小間物などへの加工が 吉田豊が提唱した「産業都市」あるいは「工業都市」としての堺のイ 延享四 (一七四七)年に七 貝類を利用したも

がなされていたのであるが、 貝類がなぜ、大坂や兵庫ではなく、 大坂や兵庫にはない「加工技術」を堺が有していたと推測できよう。 堺に売却されたのか。もちろん、 小西家と伊勢湾沿岸との信用関係によって取引

ちへ転売されたのか。 あるので紹介しておこう。 伊勢湾沿岸から搬送された貝類は、堺に荷揚げされ、小西家の手によって加工、もしくは小西家を介して堺の職人た 堺に入ってからの商品の行方はほとんど掴めないが、 一点だけ小西家の貝類販売に関する史料が

【史料15・小西家文書31】

「堺神明町中浜

河内喜子相模屋

貝屋清右衛門様 七良兵衛」

之上直段申上候、さなほ塩ふき蛤、右品大坂着之十肴ニ付四匁位ニ付積候ニ而買入置可被下候、何れ近々内ニ者無間違 所、早速御返事可申筈之趣大井ニ延引仕、直段之趣何れ近日之内参上 御書面被下忝拝見仕候、甚寒之砌二御座候趣、弥々御安全二可被遊御座珎重御儀奉存候、 度早々如斯御座候、 参上仕候間、 貴面可被御越可申上候、 以上、 何れ貝入用二御座候間外方へ御咄被下間敷候御相談之上此段申請候、 貴面迄直段申付候、 然八先達而貝之儀御尋被下候 ふきかき池かき代呂物拝見 先者右申上

貝屋清右衛門様 十一月十八日

相模屋 七郎兵衛

「貴面 (面会)」することを強調している点である。 屋の要望として、貝取引は周囲に漏れることなく穏便に事を運びたいという意向が働いている。周囲とは、支配領主で 匁の見積りが出されている。 とあり、この書状以前に小西から貝取引についての商談があったと思われる。 と「さなほ塩ふき蛤」である。 相模屋の関係はオープンにできるものではなかったといえよう。 これは河内国石川郡喜志村(現・富田林市)の相模屋から小西清右衛門に宛てられた書状である。「先達而貝之儀御尋」 小西家以外の取引先であるのか、または同業者であるのか、 注目すべきは、相模屋が値段交渉やその他取引に関する商談について「近々参上」 前者については現物を見たうえで値段交渉を行うとし、 続けて後段には「外方へ御咄」を拒絶している点を含めると、 今ひとつ判然としないが、 取引対象となる商品は「ふきかき池かき」 後者は大阪着の十肴につき約四 少なくとも小西家と 相模 して

している河泉丘陵、 堺に荷揚げされた貝類が、 河内村々は重要な市場であったと考えられる。 どのような形で流通していったのかは今後の課題にもなるが、 また、 それら村々は商品流通史的に考えて、 右の喜志村など、 堺に隣接 堺を物

流の窓口としている傾向もあり、両者(堺と村々)の密接な関係はさまざまな形態で表れている。

都市構造の転換が行われたことから付随した結果ではないか。 そこには、 携わっており、 して薬種屋を営むような小西一族の人的関係によって「貝商い」という選択を行ったような変遷が認められる。 最後に小西家の生業との関わりに触れておかなければならない。近世前期段階において小西家は糸割符、 近世中期以降の糸割符商人の地位低下、 次第にその規模を縮小しながら、 新たな世界「貝商い」へと傾斜していったものと位置付けられよう。 長崎商いの大幅な減少など、 その業種転換は、 糸割符時代に身につけた経営感覚、 一商家の経営のみならず、 長崎商いに 堺における

おわりに

ことにあった。 本稿の目的は、 以下、 小西家文書を利用して、近世堺を取り巻く歴史的特質を商品流通、 結論としてまとめておきたい。 都市を読み解く視点から考察する

「貝屋」として伊勢湾沿岸産地との取引を活発化させていった。ちなみに本論では触れなかったが、明治元年十一月、小 第一に、 長崎商いに従事していた小西家は、堺全体の貿易関係業種の衰退とともに業種転換を行い、 糸割符商人から端を発した小西家の経営動向、業種転換が断片的ながらも明らかになった。 しており、 時勢を見定めながら再び「転業」している。 近世前期段階で 近世後期には

際に近代まで脈々と続く堺商人の系譜が一方にあり、 えられるような「大坂の繁昌、 第二として、 小西家がこのような転業を繰り返しながら、堺で生き残っていく意味はどこにあるのだろうか。 堺の衰退」によって堺商人たちは大坂やその他の都市へ移動するという説があるが、 完全に絶えることはなかった。 この小西家についても糸割符に見

開拓していった。商業都市としての機能低下はあったにせよ、諸商売によって人々を引き付ける町であったと考えられ よう。そこには堺という近世都市の活力が窺えるのではないだろうか。 切りを付け、 薬種に精通する宿屋町・小西一族の関係からか、 伊勢湾沿岸の貝類を仕入れ、「貝屋」として新たな商売を

今後の課題に含めておきたい。 地商人との関係も詳細なものとなった。 取引に重要な意味を持つ廻船問屋・佐々部茂左衛門の大きな存在も見逃せず、西川屋との為替決済をめぐる対立や、産 産地と小西家との取引は、西川屋作次のような産地有力商人が存在することによって、比較的安定したものだったとい えよう。 第三に、伊勢湾沿岸の下之一色村、今一色町からの貝取引について具体的な事例を含め、詳細な成果を得た。これら さらに伊勢湾と堺を結ぶ廻船には淡路廻船が多くみられたことも特徴のひとつである。これには伊勢湾の貝類 商業上の諸問題については、 もう一歩踏み込んだ議論を展開すべきであっ

の移行段階についても詳細な検討が必要であろうが、 近世堺の研究は、 実際には課題が多く残されており、 他日を期したい。 さまざまな視点から検討する余地がある。 また、 近世から近代

討

- (1) 三浦周行著・朝尾直弘編『大阪と堺』岩波文庫、一九八四年。
- (2)朝尾直弘ほか著『堺の歴史 都市自治の源流 』角川書店、一九九九年。
- (3)吉田豊「堺と大坂 江戸中期の畿内商工業 」(地方史研究協議会編『巨大都市大阪と摂河泉』 雄山閣出版、 二〇〇〇年)

- (4)小西家は少なくとも十六世紀末ごろには宿屋町に居を構えていた。居宅は近世中期ごろまで宿屋町大道であるが、近世後期の 貝商いでは神明町中浜に店を構えていた。
- (5)堺市立中央図書館所蔵堺小西家文書を引用する際、目録の文書番号を付している。
- (6) ほかにも当主および親族と推測される人物が史料中に登場するが、年代の確定できるもののみに限定した。
- (7)中田易直校訂『糸乱記』近藤出版社、一九七九年。 一九八四年。 糸割符商人に関しては、 中田易直『近世対外関係史の研究』吉川弘文館、
- (8) 吉田豊「江戸中期の都市製造業と商品流通」(『関西大学考古学等資料室紀要』七、 師業種別戸数」表を引用した。 一九九〇年)に収載されている「諸工商諸
- (9)堺市立中央図書館所蔵『堺市史史料』百。この史料は『堺市史』第六巻、一九二九年、 八九八~八九九頁に掲載。
- (10)佐々部茂左衛門については、曲田浩和「元禄・享保期の尾張積大坂行材木輸送と熱田船問屋」(徳川林政史研究『研究紀要』 三六、二〇〇二年)でも触れられている。
- (11)『桑名市史』本編、一九五九年。